

食品安全委員会第 308 回会合議事録

1. 日時 平成 21 年 11 月 5 日（木） 14:00 ～14:38

2. 場所 委員会大会議室

3. 議事

（1）食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・遺伝子組換え食品等 2 品目

①除草剤グリホサート耐性ピマワタ MON88913 系統（食品・飼料）

②チョウ目害虫抵抗性ピマワタ 15985 系統（食品・飼料）

（厚生労働省及び農林水産省からの説明）

（2）農薬専門調査会における審議結果について

・「メプロニル」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

（3）食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について

・農薬「クロルフェナピル」に係る食品健康影響評価について

・遺伝子組換え食品等「GLU-No. 2 株を利用して生産された L-グルタミン酸ナトリウム」に係る食品健康影響評価について

・遺伝子組換え食品等「PHE-No. 2 株を利用して生産された L-フェニルアラニン」に係る食品健康影響評価について

・遺伝子組換え食品等「チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統」に係る食品健康影響評価について

（4）食品安全委員会の 10 月の運営について

（5）その他

4. 出席者

（委員）

小泉委員長、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、見上委員、村田委員

（説明者）

厚生労働省 熊谷基準審査課新開発食品保健対策室長

農林水産省 功刀畜水産安全管理課課長補佐

(事務局)

大谷事務局次長、西村総務課長、北條評価課長、小野勧告広報課長、

酒井情報・緊急時対応課長、新本リスクコミュニケーション官、前田評価調整官

5. 配布資料

資料 1 - 1 食品健康影響評価について

資料 1 - 2 除草剤グリホサート耐性ピマワタ MON88913 系統（食品）及びチョウ目害虫抵抗性ピマワタ 15985 系統（食品）に係る食品健康影響評価について

資料 1 - 3 除草剤グリホサート耐性ピマワタ MON88913 系統（飼料）及びチョウ目害虫抵抗性ピマワタ 15985 系統（飼料）に係る食品健康影響評価について

資料 2 農薬専門調査会における審議結果について〈メプロニル〉

資料 3 - 1 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈クロルフェナピル〉

資料 3 - 2 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈GLU-No. 2 株を利用して生産された L-グルタミン酸ナトリウム〉

資料 3 - 3 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈PHE-No. 2 株を利用して生産された L-フェニルアラニン〉

資料 3 - 4 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統〉

資料 4 食品安全委員会の 10 月の運営について

6. 議事内容

◆小泉委員長 それでは、ただ今から、第 308 回食品安全委員会会合を開催いたします。
本日は 7 名の委員が出席です。

また、厚生労働省から、基準審査課新開発食品保健対策室の熊谷室長、農林水産省から畜水産安全管理課の功刀課長補佐に、それぞれ御出席いただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第 308 回会合）議事次第」に従いま

して、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いします。

◆西村総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。

まず議事次第。

資料１－１「食品健康影響評価について」。

資料１－２と１－３は、関連資料でございます。

資料２「農薬専門調査会における審議結果について〈メプロニル〉」。

資料３－１「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈クロルフェナピル〉」。

資料３－２「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈G LU－No. 2 株を利用して生産された L－グルタミン酸ナトリウム〉」。

資料３－３「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈P HE－No. 2 株を利用して生産された L－フェニルアラニン〉」。

資料３－４「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統〉」。

資料４「食品安全委員会の 10 月の運営について」という資料構成になっております。

過不足等はございませんでしょうか。

(1) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
--

◆小泉委員長 よろしいでしょうか。

それでは、議事に入ります。

最初に「(1) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

「資料１－１」にありますように、厚生労働大臣及び農林水産大臣から、11 月 2 日付けで遺伝子組換え食品等 2 品目について、食品健康影響評価の要請がありました。

厚生労働省基準審査課の熊谷室長及び農林水産省畜水産安全管理課の功刀課長補佐から説明をお願いしたいと思います。

まず、熊谷室長、よろしくお願いします。

◆熊谷新開発食品保健対策室長 厚生労働省基準審査課新開発食品保健対策室の熊谷でございます。この度、食品安全委員会に食品健康影響評価をお願いする組換え DNA 技術応用食品についての概要を御説明いたします。

「資料 1－2」をお手元に御用意願います。「除草剤グリホサート耐性ピマワタ MON88913 系統」及び「チョウ目害虫抵抗性ピマワタ 15985 系統」につきましては、平成 21 年 10 月 27 日付けで遺伝子組換え食品の安全性審査の申請がなされたことから、食品安全基本法第 24 条 1 項の規定に基づきまして、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

除草剤グリホサート耐性ピマワタ MON88913 系統でございますが、平成 17 年に、食品健康影響評価が終了した除草剤グリホサート耐性ワタ MON88913 系統に導入されている改変 *cp4 epsps* 遺伝子を、従来の育種法によりまして、同じワタ属の別の種に分類されているピマワタに導入したものでございます。ワタとピマワタは共通の染色体構造を持つ複 2 倍体でございます。自然界でも容易に交配することが知られております。

改変 *cp4 epsps* 遺伝子により産生される改変 CP 4 EPSPS タンパク質は、グリホサートの影響を受けずに、本剤の存在下でも活性を示すため、芳香族アミノ酸の合成が可能となりまして、植物にグリホサートに対する耐性が付与されるものでございます。

次に、チョウ目害虫抵抗性ピマワタ 15985 系統につきましてですが、裏面をご覧ください。こちらにも既に安全性確認がなされているワタ 15985 系統から従来の育種法によりまして、ピマワタに導入したものでございます。

改変 *cry1Ac* 遺伝子及び改変 *cry2Ab2* 遺伝子により産生される改変 Cry1Ab タンパク質及び改変 *Cry2Ab2* タンパク質によりまして、チョウ目害虫に対する抵抗性が付与されるものでございます。

なお、両申請品種は、食品としての利用目的や利用方法に関して、従来のものと相違ございません。

このたび評価をお願いするのは、以上でございます。よろしく申し上げます。

◆小泉委員長 ありがとうございます。続きまして、功刀課長補佐、お願いいたします。

◆功刀課長補佐 農林水産省畜水産安全管理課の功刀でございます。資料 1－1 の 2 枚目でございますが、ただ今、厚生労働省から御説明のありましたピマワタ 2 系統につきまして、ワタの実そのもの、油を搾ったかす、ワタの殻、これについて飼料利用がございましたので、同様に食品健康影響評価を要請するものでございます。

以上でございます。

◆小泉委員長 ありがとうございます。それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、何か御意見・御質問がございましたら、どうぞお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、本２件につきましては、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することといたします。

熊谷室長、功刀課長補佐、どうもありがとうございました。

(２) 農薬専門調査会における審議結果について

◆小泉委員長 それでは、次の議事に移ります。

「(２) 農薬専門調査会における審議結果について」です。本件につきましては、専門調査会から、意見・情報の募集のための評価書(案)が提出されています。

まず、担当委員の廣瀬さんから説明をお願いいたします。

◆廣瀬委員 それでは、「資料２」の７ページに沿って説明したいと思います。「メプロニル」は、アミド系の殺菌剤でありまして、担子菌類に特異的に殺菌作用を示すものです。その機序がミトコンドリア呼吸酵素でありますコハク酸脱水素酵素を阻害して、菌のエネルギー代謝を抑えることによって菌糸の伸長を停止させたり、あるいは菌核の形成を阻害するというように言われております。

各種試験の結果、本剤の LD₅₀ は 10 mg/kg 体重でも死亡例が出ない程度の毒性のかなり弱い剤と考えられます。メプロニル投与による影響は、いずれの動物種でも高用量で体重増加の抑制の外、ラットあるいはイヌで肝重量の増加、またイヌでは肝臓系の酵素であるアルカリホスファターゼの増加など、軽度の毒性影響が認められました。神経毒性、発がん性、繁殖能、催奇形性及び生体にとって問題となるような遺伝毒性は認められませんでした。

各試験で得られました無毒性量の最小値は、イヌを用いた２年間慢性毒性試験の 5 mg/kg 体重/日でありましたので、これを根拠として、安全係数 100 で割った 0.05 mg/kg 体重/日を ADI と設定いたしました。

詳しくは、事務局の方から説明をお願いします。

◆北條評価課長 それでは、資料 2 に基づいて、補足説明をさせていただきます。

評価書（案）の 3 ページの「審議の経緯」に記載がございますように、本農薬につきましては、1981 年 8 月に、初回農薬登録がされております。2003 年 7 月に、厚生労働大臣より清涼飲料水の規格基準改正に係る食品健康影響評価について要請がございました。

今回の評価の要請でございますが、2007 年 8 月に、農林水産省より厚生労働省へ規格基準の策定依頼、これは魚介類に対する規格基準設定の依頼ですが、これを受けまして、2008 年 3 月、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請がございました。

2005 年 11 月に、ポジティブリスト制度導入に伴いまして、暫定の残留基準値が設定されている関係がございまして、併せまして、基本法 24 条 2 項による評価の要請も行われているものでございます。

「安全性に係る試験の概要」につきましては、9 ページ以降に記載がされております。今回の評価につきましては、農薬抄録を基に、毒性に関する主な科学的知見が整理されているところでございます。

まず、「動物体内運命試験」につきましては、ラットを用いて検討がされております。「（１）吸収」の項に記載がございますように、本農薬は速やかに吸収されるということで、短時間に排泄されるということが分かっております。

吸収率でございますが、おおむね 70% 以上が吸収されるという試験成績でございました。10 ページにまいりますと、吸収されますと、腎臓、肝臓という臓器に高く分布をする傾向があるという農薬でございます。

メプロニルの代謝でございますが、*O*-脱イソプロピル化あるいはアニリン環の水酸化、それぞれの化合物の更なる酸化という代謝が考えられております。

11 ページ、「（４）排泄」でございます。「表 4」に示しますように、70% 以上が尿中に排泄をされるということで、主要排泄経路は尿ということでございます。

胆汁中排泄試験も検討されておりまして、かなりの割合で胆汁中にも排泄されるということが分かっております。

12 ページ、「２．植物体内運命試験」です。水稻、ぶどう、レタスを用いて検討がされております。水稻の場合の可食部に相当いたします玄米中に残留するものは、主に親化合物ということでございます。ぶどうの場合も果実の中には、親化合物が主に存在している。また、レタスの場合も親化合物が最も多く検出されているという結果でございます。

毒性試験につきましては、18 ページ以降に記載がされております。先ほど廣瀬先生から

も御紹介がございましたように、本農薬の毒性は比較的弱いということで、19 ページの「表 11」の急性毒性試験の成績を見ましても、比較的弱いものであるということがお分かりいただけると思います。

21 ページ以降には、「反復投与毒性試験」の成績がまとめられておりますが、主な所見といたしましては、体重増加抑制あるいは肝臓への影響というものとなっております。

「発がん性試験」の結果については、22 から 23 ページにまとめられておりますが、発がん性は認められておりません。

「13. 生殖発生毒性試験」につきましては、23 ページ以降に結果がまとめられておりますが、繁殖能に対する影響あるいは催奇形性というものも認められておりません。

「14. 遺伝毒性試験」については、25 ページの「表 13」に原体、26 ページには原体混在物あるいは代謝物の試験成績が「表 14」としてまとめられておりますが、一部陽性の結果が出ておりますけれども、大半の成績で陰性という結果がございまして、生体にとって問題となる遺伝毒性はないものと判断されております。

このような成績を踏まえまして「Ⅲ. 食品健康影響評価」が 27 ページに記載されております。最終的な ADI といたしましては、廣瀬先生の御紹介のとおり 0.05 mg/kg 体重/日となっております。

本評価書（案）につきましては、本日、委員会終了後から 12 月 4 日までの 30 日間、国民からの御意見・情報の募集に充てたいと考えております。

以上でございます。

◆小泉委員長 ありがとうございます。それでは、ただ今の説明について、その内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問はございませんか。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集の手続に入ることといたします。

（３）食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見について

◆小泉委員長 次の議事に移ります。

「（３）食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見について」です。農薬 1 品目に係る食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議が、遺伝子組換え食品等 3 品目に係る食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議及び意見・情報の募集が、それぞれ終了しております。

まず、農薬 1 品目について、事務局から説明をお願いいたします。

◆北條評価課長 それでは、「資料 3－1」に基づいて御説明いたします。評価書の 3 ページの「審議の経緯」を御覧いただきたいと思います。農薬「クロルフェナピル」ですが、1996 年 4 月に、初回農薬登録をされております。審議の経緯の「第 1 版関係」のところに、審議経過が記載されておりますように、この農薬につきましては、既に 1 回、食品安全委員会において評価が終わっているものでございます。

今回の評価の要請でございますが、「第 2 版関係」ということで、2008 年 11 月に、農林水産省より厚生労働省へ適用拡大の申請の依頼がございまして、それを受けまして、2009 年 1 月に、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。適用拡大をされる作物といたしましては、すもも、キウイフルーツ、キャベツとなっております。

この評価でございますが、適用拡大の申請に伴いまして、作物残留試験成績が追加されております。具体的に申し上げますと、評価書の 22 ページの「6. 作物残留試験」というところでございますが、今回申請された、すもも、キウイフルーツ及びキャベツを含む残留試験の成績を踏まえまして、この「表 14」の推定摂取量の表が修正されております。

併せまして、後ろの方になりますが、「別紙 3」が「作物残留試験成績」でございますし、「別紙 4」が「推定摂取量」の表となっておりますが、今回、追加された作物に係る試験成績は追加されて修正されているところでございます。

作物残留試験の外の追加されている試験成績といたしまして、24 ページの「8. 急性毒性試験」のうち、「表 17」の代謝物 0 の試験結果が追加されております。LD₅₀の値はここに記載のとおりでございます。

もう 1 つ追加をされている試験がございまして、36 ページの「(5) 発達神経毒性試験 (ラット)」の成績でございます。ラットを用いました試験の結果でございますが、母動物では毒性所見は認められておりませんが、児動物におきまして、高投与量群で脳白質空胞化、あるいは雄の場合ですと、聴覚性驚愕反応の平均潜時の延長あるいは海馬の長さの減少という所見が認められているということでございます。

最終的には、ADI の変更を行うようなものではないということでございまして、いたしまして、本評価結果につきましては、通常のパブリック・コメントの手続を行わず、そのまま結果を関係機関に通知したいと考えております。

以上でございます。

◆小泉委員長 それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がございましたら、よろしくお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、農薬専門調査会における結論と同じ結論といたします。すなわち、「クロルフェナピルの一日摂取許容量を 0.026 mg/kg 体重/日と設定する。」ということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

◆小泉委員長 続きまして、遺伝子組換え食品等 3 品目について、説明をお願いします。

◆北條評価課長 それでは、「資料 3－2」から「3－4」に基づいて御説明いたします。いずれも遺伝子組換え食品の評価書について、パブリック・コメントを行った結果でございます。

まず、資料 3－2 の「GLU-No. 2 株を利用して生産された L-グルタミン酸ナトリウム」の評価でございます。

評価書の 1 ページの「審議の経緯」に記載がございますように、本品目につきましては、2009 年 8 月に、厚生労働大臣から評価の要請がございました。評価書につきましては本年 10 月 1 日から 30 日までの 30 日間、国民からの御意見・情報の募集を行ったものでございます。結果は最後のページに記載がございますように、期間中に御意見・情報はございませんでした。

資料 3－3 は、「PHE-No. 2 株を利用して生産された L-フェニルアラニン」というものの評価書でございます。このものにつきましても、2009 年 8 月に、厚生労働大臣より評価の要請がございまして、10 月 1 日から 30 日まで、国民からの御意見・情報の募集が行われたものでございます。このものにつきましても結果でございますが、最後のページに記載がございますように、期間中に御意見・情報はございませんでした。

資料 3－4 でございます。「チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統」の評価書でございます。本品目の評価につきましては、2008 年 2 月に、厚生労働大臣より評価の要請があったものでございます。評価書（案）につきましては、本年 10 月 1 日から 30 日まで、国民からの御意見・情報の募集を行ったものでございます。結果は最後のページに記載がございますように、期間中に御意見・情報はございませんでした。

以上、3 品目の評価結果につきましては、専門調査会における結論をもって、関係機関

に通知したいと考えております。

以上でございます。

◆小泉委員長 それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問はございませんでしょうか。

ないようですので、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち、初めの2件につきましては、『『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方』に基づき安全性が確認されたと判断される』。

残りの1件につきましては、「『遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準』に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断される。」ということによろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

（４）食品安全委員会の10月の運営について

◆小泉委員長 それでは、次の議題に移ります。

「（４）食品安全委員会の10月の運営について」です。事務局から報告してください。

◆西村総務課長 それでは、「資料4」に基づきまして、御報告申し上げます。10月の運営状況の結果でございます。

食品安全委員会、10月1日の第303回でございますけれども、専門調査会から報告された4品目について、意見・情報の募集に着手しております。

動物用医薬品2品目、その他2品目につきまして、評価結果をリスク管理機関に通知をしております。

リスクコミュニケーション専門調査会からの報告がございました。

専門調査会運営規程の一部改正がございました。

専門委員の改選及び研究運営委員会構成員の改選について、事務局から報告があり、決定しております。

10月8日の委員会でございます。遺伝子組換え食品2品目について、リスク管理機関から評価の要請の説明がございました。

農薬専門調査会から審議結果1品目の報告がございました。

2 ページでございます。添加物 1 品目につきまして、評価の結果をリスク管理機関に通知しております。

また、「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第 24 条の規程に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」、事務局から説明し、案のとおり決定をしております。

また、9 月の運営状況の報告がございました。

10 月 15 日の委員会では、大島副大臣、泉政務官からのあいさつの後、リスク管理機関からの評価の要請、説明がございました。そのうち、エコナクッキングオイル外 9 品目については、評価要請が取下げということで処理することとなっております。

汚染物質 1 案件につきまして審議がございました。

アメリカ産牛肉の混載事例についての対応状況などについて、厚生労働省及び農林水産省から報告がございました。

食品安全モニターからの 8 月分の報告について、事務局から報告をしております。

3 ページでございます。10 月 22 日の委員会では、各専門調査会から報告された案件について、意見・情報の募集に着手することを決定しております。3 品目ございました。

農薬 3 品目、遺伝子組換え食品等 1 品目につきまして、評価の結果をリスク管理機関に通知しております。

「食の安全ダイヤル」に寄せられた 9 月分の質問についての報告がございました。

10 月 29 日の委員会では、食品安全基本法 11 条 1 項 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときの照会についての確認が行われております。

農薬 7 品目について、評価の要請がございました。

4 ページでございます。専門調査会から報告された 3 品目につきまして、国民からの意見・情報の募集に着手しております。

遺伝子組換え食品等 1 品目につきまして、評価の結果をリスク管理機関に通知をしております。

評価結果に基づく施策の実施状況の調査結果、10 月段階でのものにつきまして、事務局から報告をしております。

その他、専門調査会の状況でございます。

添加物専門調査会が 10 月 20 日に開催されております。

農薬専門調査会につきましては、10 月 6 日に確認評価第二部会、9 日に総合評価第二部会、14 日に幹事会、21 日に総合評価第一部会が行われております。

5 ページでございます。動物用医薬品専門調査会が 10 月 23 日。

器具・容器包装専門調査会が 10 月 28 日。

化学物質・汚染物質専門調査会が 10 月 8 日。

清涼飲料水部会が 10 月 8 日に行われております。

6 ページでございます。遺伝子組換え食品等専門調査会が 10 月 19 日に行われております。

肥料・飼料等専門調査会が 10 月 30 日に行われております。

その外、意見交換会などの開催でございますけれども、「『食品の安全』に関するセミナー」あるいはジュニア食品安全委員会が地方開催も含めまして、6 ページにありますように開催されております。

7 ページでございます。アフタヌーンカフェ、リスクコミュニケーター育成講座のファシリテーター型、インタープリター型、それぞれ地方での開催が行われているところでございます。

7 ページの下にございますように、地方公共団体の企画や各種団体の企画の講演会などへ委員を講師として派遣ということも行ったところでございます。

以上、報告いたします。

◆小泉委員長 それでは、ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問がございましたら、お願いいたします。

ございませんか。

その他（食品安全モニターのメールアドレスの流出について）

◆小泉委員長 それでは、外に議事がありますか。

◆西村総務課長 1 点御報告をさせていただきたいと思います。資料は特にお配りしておりません。この資料につきましては、後ほど公表させていただきたいと思いますが、食品安全モニターのメールアドレスの流出について御報告を申し上げます。

8 月 13 日の午前、事務局の担当者が保有する食品安全モニターのうちの一部の方のメールアドレスが流出する事故がございました。

この事故につきましては、本来速やかに公表すべきであったところ、内部での報告の遅れのため、事故に関する情報が担当係から事務局関係者に共有されておらず、食品安全モ

ニターからの通報を受けた総務省行政管理局からの指摘により、初めて事務局関係者に共有されることとなったものでございます。このため、本日の公表までに長期間を要する結果となりました。

このようなことが二度と起きないよう情報管理及び速やかな報告について、周知徹底を図ってまいりたいと思います。

内容的には、8月13日に、事務局の担当者が、食品安全モニターとして依頼している方々に、「課題報告の提出のお願い」と題する電子メールを送付いたしました。送信先メールアドレス（381人）の方にお送りする際に、その受信者以外の受信者の方が見えない形で送付する予定であったところ、そうした機能が実行されずに送信されましたために、381人のメールアドレスが外の食品安全モニターに見える形でのメール発信となりました。

その13日午前中に、食品安全モニター全員にそのメールの削除のお願いの電子メールを送信の上、内閣府大臣官房企画調整課情報システム室とともに原因調査などを行ってきたところでございますが、結果として、システム側のトラブルは発見されずに、事務局の担当者による誤った操作が原因であると考えられます。

この事故につきましては、本来速やかに公表すべきであったところ、内部での報告の遅れのために、事故に関する情報が担当係から事務局関係者に共有されておりました。この4日に食品安全モニターのお一人の方から、政府の個人情報保護対策の総合的な調整を所管する総務省行政管理局に対して、このメールアドレス流出事故についての通報があり、それを受けた行政管理局からの指摘を受けて、本件事故の情報が初めて事務局関係者に共有されることとなったものでございます。このため、本日の公表までに長期間を要する結果となりました。

なお、送信先381人のうち8人の方は、メールアドレスの誤りなどによって不達でございまして、実際に到達したのは373人と思われます。

今後は、外の食品安全モニターさんにはメールアドレスが表示されないよう、送信先メールアドレスをBCCに確実に入力することを徹底するとともに、複数の送信者による相互チェック体制を整えることにしたいと考えております。

また、個人情報の管理及び速やかな報告の徹底に関しましては、組織全体の個人情報管理体制の問題として深刻に受け止め、今回の事例を検証の上、事務局すべての職員に対して、個人情報保護に関する意識醸成を徹底してまいりたいと考えております。

食品安全モニターの皆様には大変御迷惑をおかけしたことににつきまして、おわびを申し上げますとともに、今後このようなことが二度と起きないよう、細心の注意を払い、業務

を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、御報告申し上げます。

◆小泉委員長 この個人情報の保護という問題は非常に重要な問題でして、私はこの個人情報の流出がこの食品安全委員会で起きたということを非常に残念に思います。食品安全モニターの皆様には本当に大変御迷惑をおかけしまして、委員長として心からおわび申し上げます。また、食品安全モニターの方々に対しては、メール又は郵便にておわびを行うよう手続を進めているところでございます。

具体的な再発防止策につきましては、我々一同、早急に取りまとめ、このようなことが二度と起きないように細心の注意を払い、業務を進めていこうと思っております。さらに、これは事務局で起こったことではございますが、二度とこういったことが起きないように厳しく反省していただきたいと思います。情報管理の徹底あるいは報告が今回非常に遅れたということは大変申し訳なく思いますので、今後は速やかに行われるよう、すべての職員等に対して徹底していききたいと考えております。どうも申し訳ございませんでした。

これで議事はすべて終了いたしました。

次回の委員会会合は、11月12日（木曜日）14時から開催を予定しております。

また、11月6日（金曜日）14時から、「農薬専門調査会総合評価第二部会」が公開。

11月11日（水曜日）10時から、「リスクコミュニケーション専門調査会」が公開。

11月12日（木曜日）10時から、「器具・容器包装専門調査会生殖発生毒性等に関するワーキンググループ」が公開で、それぞれ開催される予定となっております。

食品安全委員会では、食品の安全性について皆様とともに考える季刊誌「食品安全」を発行しております。この度、食中毒原因微生物の1つであります、「鶏肉中のカンピロバクター」のリスク評価について特集をしております。その外、食品健康影響評価技術研究の成果発表会の様子などを紹介した20号が完成しました。ホームページにも掲載しておりますが、本会場の隣の展示コーナーにも用意しておりますので、御自由にお持ち帰りくださればと思います。

以上をもちまして、第308回食品安全委員会会合を閉会といたします。どうもありがとうございました。